

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託に関する プロポーザル実施要領

1 本業務の背景

本市では、福山駅周辺を市内外から人と企業を惹きつけるエリアに変えるために、その核となる駅前広場を交通結節機能と都市の広場機能が融合した居心地がよく歩きたくなる空間（ウォークアブルな空間）に転換することをめざしており、2023年3月に、福山駅前広場整備基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

2023年度から福山駅前広場整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向け、遺構を生かした空間づくりやバス・タクシーなどの施設配置について検討を進めています。さらに、交通結節機能を適切に配置しつつ、人が集い、憩い、交流が生まれる空間づくりに向け、駅前広場を全面的に人のための空間にする案や民間事業者による広場運営の検討も行っています。

2 本業務の目的

2024年度福山駅前広場実証実験では、基本計画の策定に向け、2024年2月にとりまとめた「福山駅前広場整備に係る検討内容（中間とりまとめ）」に示す「施設計画」、「動線計画」、「運営計画」の考え方に基づいた交通処理の影響や広場の使い方を検証することとしています。

本業務では、そのうち「運営計画」の考え方に基づいて、公募で選ばれた民間事業者の企画提案によって広場運営を試行し、将来の広場整備を見据えた効果的な使用・運営・管理のあり方について検証することを目的としています。

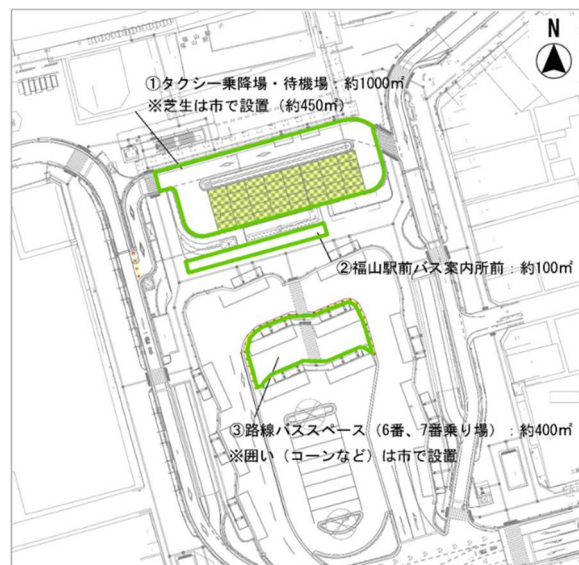
3 業務概要

(1) 業務名

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務対象場所

- ① タクシー乗降場・待機場
- ② 福山駅前バス案内所前
- ③ 路線バススペース（6番、7番乗り場）



(3)業務履行期間

契約締結日から2024年（令和6年）12月27日（金）まで

(4)業務内容

2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託仕様書のとおり

4 委託費

委託費の上限は、3,531,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

5 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定します。受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該受注候補者と随意契約を締結します。

6 プロポーザル参加資格の確認

本選定への応募にあたっては、この公告の日を基準日（次のうち、(3)を除く。）として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人格を有する団体、個人事業主等、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができます。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要があります。

コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできません。また、コンソーシアムに所属しながら単独で参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

7 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎11階）

福山市建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課

電話：084-928-1094（直通）

E-mail：ekishuhen-saisei@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2024年（令和6年）6月18日（火）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年7月2日（火）まで
質問書受付期間	公告の日から同月28日（金）まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）7月1日（月） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年7月2日（火）まで
参加資格確認結果通知	2024年（令和6年）7月4日（木）
企画提案書受付期間	2024年（令和6年）7月5日（金）から 同月19日（金）まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）7月24日（水）
プレゼンテーション審査結果の通知	2024年（令和6年）7月25日（木）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）6月18日（火）から同年7月2日（火）まで

イ 配付場所

7(1)に同じ。

※福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/3351>

[62.html](https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/ekisyuuhensaisei/3351))からもダウンロードができます。なお、資料に修正、追加等があった

場合は、速やかに福山市ホームページで公開します。

8 参加申込書の作成等

受付期間	2024年（令和6年）6月18日（火）から同年7月2日（火）の午後5時まで（郵送の場合は7月2日（火）午後5時必着とし、必ず書留としてください。）
提出方法	持参又は郵送により提出してください。（持参の場合は、受付期間のうち土・

	日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日。以下同じ。）を除く午前8時30分から午後5時まで）
提出書類	<p>次の書類を作成し、各1部を提出してください。（エからカまでについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）</p> <p>ア 参加申込書（様式1-1又は様式1-2）</p> <p>イ コンソーシアム届出書兼委任状（様式2）（コンソーシアムで申込みをする場合に提出すること）</p> <p>ウ 業務実績（過去のまちづくり活動や企業活動の実績を記載した書面（任意様式））※実績を確認するための、契約書コピー等も添付すること。</p> <p>エ 履歴事項全部証明書（写しでも可）</p> <p>オ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明するもの。ただし、福山市における納税義務のない者は申立書（様式9）を提出すること。）</p> <p>カ 印鑑証明書（原本）</p> <p>キ 誓約書（様式3）</p> <p>ク 使用印鑑届（様式4）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）</p> <p>ケ 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）</p> <p>※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。</p>
提出先	7(1)の担当課と同じ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の提出をもって提出者は、本公募要領の内容を承諾したものとみなします。 ・提出した場合は、上記「提出先」に対して書類が到着しているかどうかの確認を必ず行ってください。 ・提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とします。 ・提出された書類は返却しません。 ・提出された参加申込書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。情報を開示する場合は、事前に提出者にお知らせします。 ・参加申込書の提出後、提出した書類の内容を変更する場合は福山市の承諾が必要となります。 ・提出締切後にコンソーシアムの構成員の追加に係る変更はできません。 ・参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8-1又は様式8-2）を郵送又は持参により提出してください。 ・福山市契約規則（昭和41年規則第13号）その他関係法令を遵守してください。

9 質問書の受付及び回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2024年（令和6年）7月1日（月）までに適宜掲載します。

受付期間	2024年（令和6年）6月18日（火）から同月28日（金）午後5時まで
受付方法	質問事項がある場合は、質問書（様式7）を電子メールに添付し、福山駅周辺再生推進課あてに提出してください。 ※ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。 ※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。 ※メール送信の際、件名に「2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託に関するプロポーザルに関する質問」と記した上で送信してください。
提出先	7(1)の担当課と同じ

10 プロポーザル参加資格の確認

8で提出された提出書類等をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年（令和6年）7月4日（木）

参加申込書の提出者（コンソーシアムの場合は代表構成員）に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- 参加申込書の提出者がいない場合は、本件のプロポーザルを取り止めます。
- 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行います。

11 企画提案書の作成等

(1) 企画提案者の資格

企画提案書を提出できる者は、参加資格審査の通過者とします。参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。

なお、参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

(2) 提出の手続

受付期間	2024年（令和6年）7月5日（金）から同月19日（金）午後5時まで
------	------------------------------------

	で（郵送の場合は7月19日（金）午後5時必着とし、必ず書留としてください）。
提出方法	持参又は郵送により提出してください。（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで）
提出書類	次の書類を提出してください。 ①企画提案提出書（様式6-1又は様式6-2） 1部 ②企画提案書（任意様式） 6部 ③見積書（任意様式）（費目、計算式、単価など詳細を記載すること。） 1部
提出先	7(1)の担当課と同じ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出した場合は、上記「提出先」に対して、書類が到着しているかどうかの確認を必ず行ってください。 ・提出書類の作成及び提出に要する費用は全て、提出者の負担とします。 ・提出された書類及びデータは返却しません。 ・提案内容の確認のため、福山市から補足資料の提出を求めることがあります。 ・提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。なお、福山市は事業候補者の選定や福山市議会及び報道機関への情報提供、福山市の広報媒体への掲載のために無償で使用（複製を含む。）することができるものとします。 ・提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。情報を開示する場合は、事前に提出者にお知らせします。 ・企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8-1又は様式8-2）を郵送又は持参により提出してください。 ・福山市契約規則その他関係法令を遵守してください。

(3) 企画提案書項目

提案項目	提案内容
実施方針	・業務実施に当たっての基本的な考え方や取組のポイント等を記載
実施体制	・実施体制（担当者・役割分担等）
実施手順	・事前業務を含めたスケジュール等を記載
実施内容等	・具体的な企画内容を記載

(4) その他

ア 企画提案書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とします。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク、社章は記載しないでくだ

さい。

イ 企画提案書の提出は、1者又は1コンソーシアムにつき1案とし、複数案の提出はできません。

1.2 企画提案書の評価及び評価基準

1.1で提出された企画提案書をもとに2024年度福山駅前広場運営実証実験業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・開催場所

2024年（令和6年）7月24日（水）

開催時間・開催場所については、後日、企画提案提出書の提出者（コンソーシアムの場合は代表構成員）に通知します。

イ 企画提案の所要時間

・プレゼンテーション 15分程度

・評価委員からの質疑 15分程度

ウ 注意事項

・プレゼンテーション参加者は、他参加者の企画提案を傍聴することはできません。

・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはなりません。

(2) 評価基準

別表「2024年度福山駅前広場運営実証実験業務委託に関するプロポーザル評価項目・評価内容」のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を本業務の受注候補者として特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2024年（令和6年）7月25日（木）

企画提案提出書の提出者（コンソーシアムの場合は代表構成員）に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用の通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、本業務の受注者として決定したものではありません。

通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表

選定結果は、福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

- ア 1 2 (4) の評価結果・選定結果の通知により、選定されなかった旨の通知を受けた者は、福山市建設局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課に対してその理由の説明を求めることができます。この説明を求める場合は、2024年（令和6年）7月31日（水）までに書面（任意様式）を提出してください。
- イ アに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。
- ウ 説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。
- ・受付場所 7(1)の担当課と同じ
 - ・受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において「評価項目」のうち「実施内容等」の内容について吟味し、評価委員の多数決により受注候補者を決定します。

1 3 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が1 1 (2) で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合は、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 4 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 4 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

1.5 その他の留意事項

(1) 業務実績については、日本国内の業務実績をもって判断するものとします。

(2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

(3) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(4) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとします。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとします。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。

(6) 今後の社会情勢や財政事情の変化その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は本事業の中止をする場合があります。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとします。